



# 総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の査定結果について

2017年12月11日

東京都排出量取引セミナー

Argus Media Limited

査定とは

# 標準的な取引価格の推定値

- 標準的な取引において、約定が起き得ると推定される価格水準を示す。
- 適正な取引価格を断定するものではない。
- 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの。

# 査定主体と時期

- 査定主体

## Argus Media Limited

- 各種エネルギー、石油化学、金属、化学肥料市場において価格査定を専門とする英国の調査会社。
- 各地で導入される排出権取引制度におけるクレジット価格の査定も行う。
- 世界各地に調査員を配置し査定業務を日次的に実施。
- 提供する多くの査定価格が「決済指標」および「参考指標」として活用される。

- 査定時期

平成29年11月

# 査定方法

- 合計12社に対してヒアリング調査を実施。
- 取引動態および価格に対する考え方を情報として収集。
- 上記の情報を総合的に考察し、標準的な取引形態を定義。
- その標準取引において、現時点で最も実現性の高いと考えられる価格水準を推定。

## － ヒアリング対象事業者

- |                    |    |
|--------------------|----|
| • 買い手となり得る制度対象事業者  | 5社 |
| • 売り手となり得る制度対象事業者  | 4社 |
| • 再エネクレジット供給／仲介事業者 | 3社 |

# 市場概況

# 買い手の状況

- 第二計画期間の調達はまだ本格化せず。
- 第二計画期間の必要量だけを調達する考えの事業者が多い。
- 必要量が確定してからの動きとなる見通し。
- 価格の上昇傾向が明らかとなれば調達を早める考えも。

# 売り手の状況

- 買い手の要請に随時応じる構え。
- 第一計画期間のクレジットについては特に販売意欲が強い。
- 第二計画期間のクレジットは留保する事業者が多い。
- 販売にかかる労務費用の回収は必要と語る事業者が大半。
- 価格次第では販売しない選択もあり得る。

## クレジット発行／仲介事業者の状況

- 引き続き、本制度のクレジット取引に関わる姿勢。
- 売り手同様に労務費用の回収は必要と語る。
- 現時点の相談案件は方針立てに関するものにとどまる。

# 取引形態に関する認識

# 取引を想定するクレジット

- 買い手は種類ではなく価格を優先
  - クレジットの選択においては、コストを重要視する買い手事業者がほとんど。
  - ただし、設備投資とクレジット調達を天秤にかける事業者は少ない。
- 再エネクレジットの調達希望も
  - 再エネクレジットの購入を希望する事業者は少なからず存在。
  - 各種削減対応のなかで複合的に考える。

# 取引相対に関する嗜好

- 仲介の有用性を認識
  - 取引相対の発見、見積対応、説明、交渉、契約、移転手続き等の作業負担の軽減が好評価される。
  - 制度対象事業者との直接取引にも応じる姿勢は示されるが、複数案件をまとめる仲介事業者に期待する声も。
- 旧知の事業者との取引が広がる兆しも
  - 第一計画期間の取引において、旧知の事業者を相対とするケースが散見。
  - 第二計画期間の取引について既に協議を始めている事業者も見られる。

# 取引時期の判断

- 売り手は要請に随時応じる構え
  - 手持ちに余裕がある事業者は随時販売に応じる考え。
  - 再エネクレジットの売り手も随時対応する姿勢を示す。
  - 時間の経過に伴う価格の変動は懸念されていない。
- 買い手は急がない構え
  - 第二計画期間の必要量が確定してから動くとする事業者が大勢。
  - 価格の上昇は特段懸念されていないが、その傾向が顕著となれば前倒しで調達に動くとの声も。

## 查定結果

# 標準的な取引の定義

## 今回の査定における標準取引の条件

| 項目         | 条件                                                   |
|------------|------------------------------------------------------|
| クレジット      | 第一計画期間発行の超過削減量と再エネクレジット                              |
| 単位数量       | 第二計画期間の利用において1t-CO <sub>2</sub> と認識される量              |
| 取引ロット      | 100t-CO <sub>2</sub> 以上1,000t-CO <sub>2</sub> 未満(相当) |
| 受け渡しと決済の時期 | 約定から30日以内(最短)                                        |
| 取引相対       | 買い手となる制度対象事業者を相対とする取引                                |

### 【重要な留意点】

- 市場で起き得る取引は、様々に形態や性質が異なる。また、個々の約定価格はその取引の形態や性質、背景にある諸事由を反映するものと考えられる。このため、ここで定義する標準と異なる条件に基づく取引においては、本査定価格とは異なる価格が適用される可能性がある。

# 価格査定

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における  
クレジット価格の査定値(2017年11月22日時点)

| クレジット    | 査定価格帯(円／t-CO <sub>2</sub> ) |   |        |
|----------|-----------------------------|---|--------|
| 再エネクレジット | 8,000                       | ～ | 11,200 |
| 超過削減量    | 400                         | ～ | 800    |

【重要な留意点】 ここで示す査定価格は前述の標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、取引形態、特に取引ロットの大小によって実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある。再エネクレジットについては、取引ロットが小さくなる程、価格は高くなると認識される。

## 価格査定の論拠 | 超過削減量

- 売り手、仲介ともに1件あたり20万～50万円の労務費用の回収が必要と語る。
- 第一期間の整理期間中の実績として、複数の1,000 t-CO<sub>2</sub>を大幅に上回る案件が1 t-CO<sub>2</sub>あたり200円以下で約定されたことが確認されるが、いずれも総額が売り手と仲介の求める労務費用を賄う。
- 同整理期間中に複数販売した売り手事業者は、いずれも仲介事業者向けに1,000 t-CO<sub>2</sub>前後のロットを1 t-CO<sub>2</sub>あたり400円以下で決着したと報告。
- 仲介事業者が1 t-CO<sub>2</sub>あたり200～400円の手数料を得れば、買い手の支払額は600～800円となる。
- 1,000 t-CO<sub>2</sub>前後のロットを中心に1 t-CO<sub>2</sub>あたり500円前後での直接販売が多かった、1,000 t-CO<sub>2</sub>を1 t-CO<sub>2</sub>あたり900円で販売したなどが聞かれる。
- 100 t-CO<sub>2</sub>以上1,000 t-CO<sub>2</sub>未満の案件では買い手の支払価格として1 t-CO<sub>2</sub>あたり400～800円が多かったと推察される。
- 売り手の意欲が買い手のそれを上回るため、その後に価格が上昇しているとは考えにくい。一方、買い手と仲介が求める労務費用の回収額に変化があるとも考えにくい。

## 価格査定の論拠 | 再エネクレジット

- パリ協定を背景とする排出削減に対する関心が高まっており、グリーン電力証書に対する需要も強い。
- 一方、新設される再生可能エネルギー電源のほとんどは固定価格買取制度の登録電源となっており、グリーン電力証書の供給能力は増えていない。
- 販売事業者は本制度の対象事業者に積極販売する必要がなく、引き合いがあれば通常相場での見積提案となる。
- 第二計画期間における100～1,000 t-CO<sub>2</sub>の排出量に相当するグリーン電力証書の相場単価はバイオマス由来のもので1キロワット時5～7円で推移。1t-CO<sub>2</sub>あたりに換算すると約1万200～1万4,300円となる。
- 第一計画期間発行の再エネクレジットは第二計画期間においては1.28倍に増量されるため、第二計画期間の目標達成において1 t-CO<sub>2</sub>と認識される単位数量の価格は約8,000～1万1,200円となる。

# これまでの査定価格の推移

超過削減量および再エネクレジットの価格推移(円／t-CO<sub>2</sub>)

